

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、もともと事故や災害で経済的な損害を受けた人を仲間たちがお金を出し合って助けるという、相互扶助の精神から生まれたものです。それを統計学を利用し、リスクに応じて保険料が算定される科学的な仕組みへと発展させたものが近代的な保険制度であり、「大数の法則」にもとづいて保険契約者が相互にリスクを分散し、経済的補償を得るものです。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉は、このような保険の仕組みをよく言い表しています。

保険契約の性格

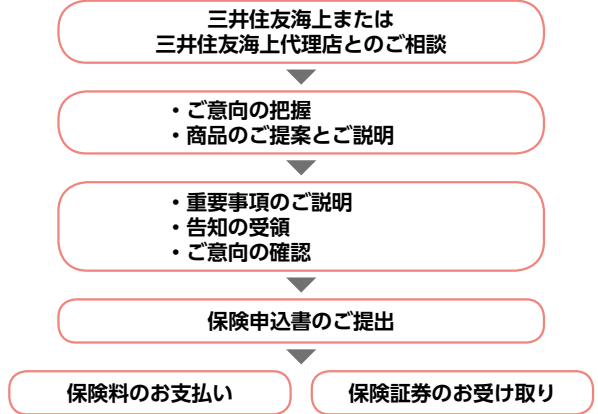
保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故により生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその損害の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約です（保険法第2条）。このように、保険契約は「目に見えない商品を買う」ものであるといえます。

保険料率

保険料率は「保険業法」にもとづいて各保険会社が算出し、金融庁による認可または金融庁への届出後、適用しています。

契約の手続き

【保険契約のお手続き】



最適な保険を選んでいただくために

さまざまな損害の発生に備えて開発された数多くの保険の中から、保険の対象・補償の範囲・保険金額・保険期間などを検討し、最も適したものを選択していただくことが保険の上手な活用法です。

当社では、各種保険商品のパンフレット等をご用意するとともに、全国に116の営業部支店、496の営業課支社、保険契約を締結することのできる約42,200店の代理店を設置し、お客さまのご要望にお応えできる営業ネットワークを展開しています（営業部支店の一覧はP.190～191をご参照ください）。

また、保険商品の販売・勧誘にあたっては、意向把握や重要事項の説明、意向確認等を通じて説明責任を果たすよう努めています。

意向確認について

保険契約を締結される際は、お客さまのご意向を「保険申込書」等で確認しています。

契約時のお願い

契約内容をご確認ください

損害保険という目に見えない商品の内容を定めているのが普通保険約款と特約です。約款と特約には、当社と契約者双方の権利・義務が明文化されています。

また、約款や特約とは別に、各種保険商品のパンフレットや、契約概要と注意喚起情報に分類して記載した重要事項のご説明等で、商品内容をわかりやすく説明しています。さらに、お客さまのご意向やニーズを確認させていただきながら、保険商品の提案を行っています。

契約される際は、これらをよくお読みいただき、当社の社員または代理店から十分な説明をお受けください。

保険金額は適切にご設定ください

保険契約は、事故や災害によって受けた損害を適切な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約いただくことで、いざというときに保険が役に立ちます。

保険申込書は正しくご記入ください

保険申込書には、正しい内容をご記入の上、契約者本人の署名または記名・押印をいただきます。

例えば、自動車保険を契約される場合は、事故歴や契約のお車の所有者、使用目的等を正しくお知らせいただくことが必要です。

万一、ご記入いただいた内容が事実と異なっている場合には、契約が解除され、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険料は定められた期日までにお支払いください

保険料はお支払方法ごとに定められた期日までにお支払いください。保険の種類により、初回保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い、コンビニエンスストア等でのお支払いを選択できるなど、便利な方法もあります。

万一、定められた期日までにお支払いがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

契約後にご注意いただきたいこと

契約申し込みの撤回等(クーリングオフ)について

保険期間が1年を超える個人契約(個人事業主が事業のために締結する契約を除く)には、クーリングオフ制度があります。

お客さまが「契約のお申し込みをされた日」または「『クーリングオフの説明が記載されている書面』を受領された日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

なお、自動車損害賠償責任保険、財形傷害保険など、一部クーリングオフができない契約もあります。詳細は取扱代理店または当社へご確認ください。

契約内容に変更が生じたときは、ご連絡ください

火災保険の対象となる建物を譲渡したり、構造や用途が変わったとき、自動車保険の対象となるお車の使用目的が変わったときなど、保険証券または継続証の記載内容に変更が生じた場合は、取扱代理店または当社へお知らせください。

ご連絡が遅れると、契約が解除され、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険証券・継続証は定期的に見直してください

事故が起きた際にすでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更について連絡を忘れていると、保険が無効になってしまいます。

保険証券・継続証は、記載内容に変更がないか定期的にご確認ください。また、契約後に変更手続きをされた場合には、変更確認書もご確認ください。

なお、契約内容はお客さまWebサービスやお客さまデスク等で確認することができます。

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

■お客さまの立場に立った商品販売に努めます

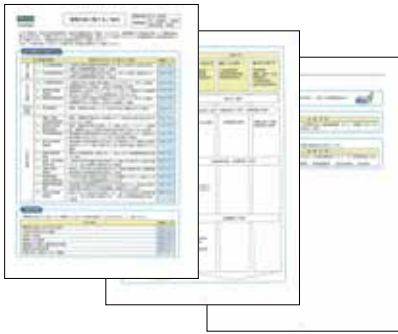
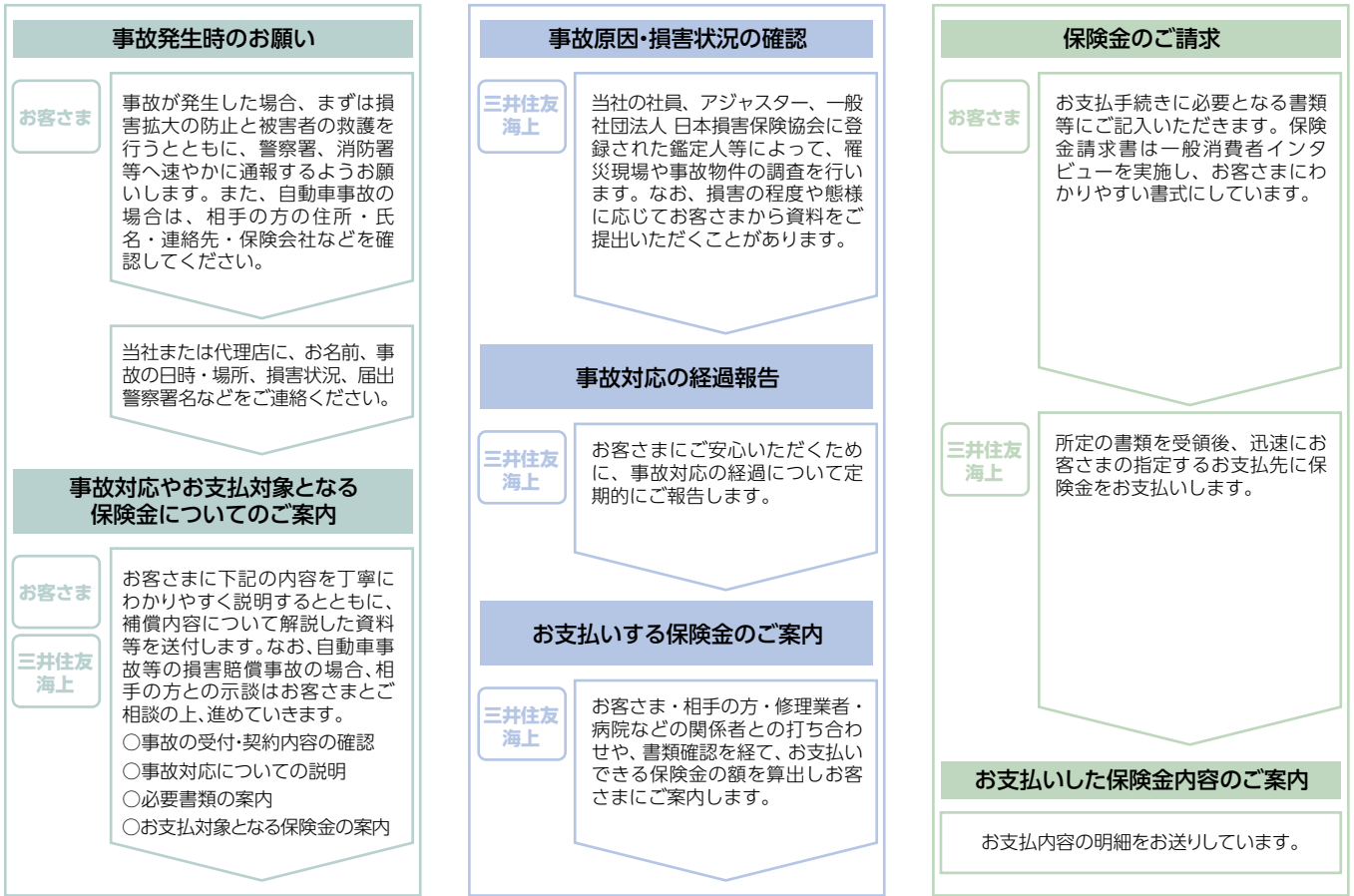
- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

■適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ

お客さまから事故を受け付けた後、専門のスタッフが速やかにお客さまへ連絡し、ご安心いただけるよう努めています。また、補償内容について解説した資料を送付するなど、確実に保険金をお支払いするための態勢を構築しています。



補償内容に関する案内資料



保険金請求書



支払明細 (自動車)

【保険金のお支払いに必要な書類の例】

事故の形態によって必要な書類は異なります。その他、下記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

火災保険	傷害保険	自動車保険	自賠責保険		
保険金請求書 事故内容報告書 印鑑証明書 (必要に応じて) 建物登記簿謄本 (必要に応じて) 損害の見積書 (必要に応じて) 写真 (必要に応じて)	保険金請求書 診断書 (必要に応じて) 印鑑証明書 (必要に応じて) 交通事故証明書 (必要に応じて)	保険金請求書 交通事故証明書 (必要に応じて) 事故発生状況報告書 (必要に応じて) 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 修理費用見積書 写真 示談書	保険金請求書 交通事故証明書 事故発生状況報告書 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 印鑑証明書		
	等	等			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: left;"> 人身事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 </td> <td style="width: 50%; text-align: left;"> 物損事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証 </td> </tr> </table>	人身事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証	物損事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証	
人身事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証	物損事故の場合 診断書 診療報酬明細書 休業損害証明書 交通費等明細書・領収証				